

2023 合法木材供給事業者研修会

1. 目的 : 違法伐採問題と「認定事業者の役割」の重要性を認識し、認定事業者における「分別管理」、「文書管理」等所要の手続きを的確に行うために必要な知識を習得する。
- 制度発足 18 年目となる本年度は、令和 5 年 5 月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が改正・公布されたことも踏まえ、一層「制度運用の厳格化」が求められるため、更なる「信頼性」と「透明性」の確保に向け、認定事業者の自覚と責務に基づく供給者側の「責任体制の確立」を目指す。

2. 開催日&会場 :

開催日	会場
令和 5 年 10 月 4 日 (水)	【東部会場】 プラサヴェルデ (401 会議室) 沼津市大手町 1-1-4
10 月 10 日 (火)	【中部会場】 県静岡総合庁舎 (本館 7 階 第 8 会議室) 静岡市駿河区有明町 2-20
10 月 13 日 (金)	【西部会場】 浜松市総合産業展示館 (3 階 7・8 議室) 浜松市東区流通元町 20-2

3. 参加者 : 合計 144 名 (東部 45 名、中部 53 名、西部 46 名)

4. 内容 :

●主催者挨拶 : 静岡県木材協同組合連合会 藪崎公一郎 専務理事

日頃の合法制度、県産材証明制度運用の協力に対する御礼を述べた。

2023 年~2025 年の間で様々な法律が変わってきており、1 つには 10 月から始まった「インボイス制度」や、働き方改革関連法の改正により物流・運送業界には「2024 年問題」がある。そして合法木材に関係のある法律では、施行から 5 年が経過した「クリーンウッド法」が改正・公布されること、2025 年には「建築基準法」の改正・施行される予定であり、木材業界も制度も変わり目に対応していかなくてはならない。

合法木材の制度は、各自が正しい認識を持って合法性の証明を繋いでいくことが必須であるため、今一度原点に立ち返り、適格な運用に努めていただくよう伝えた。

●講座 1 : 「静岡県産材証明制度について」

・説明/静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課 斎藤亜優 技師

県産材証明制度の定義について説明した後、販売管理表のながれについて「県内および県外で加工・製材した加工品」を例に挙げて伝えられた。

また、規程の改正により、令和 5 年 4 月 1 日以降に発行した販売管理票の保管期間が 5 年間となったことが説明された(改正前の保管期間は 3 年間)。

次に販売管理票の記載について散見される間違いが紹介され、適切な運用が呼びかけられた。また、販売管理票で、合法木材であることを証明する場合の方法について説明した。

最後に、県による「定期検査」について、前年度に竣工した公共工事の中から対象を抽出すると説明され、適正運用が要請された。

●講座 2

- ： 「合法木材供給事業者認定制度：信頼性と透明性の確保に向けて」
・説明／静岡県木材協同組合連合会（中部・西部）藪崎公一郎 専務理事
（東部）新木信吾 業務課長

合法証明の仕組みは、認定事業者が証明書を発行し、順次に受け渡す証明の連鎖であることを伝えた。また、合法証明の発行方法に関しては、「証明書の発行形式」と「証明書の記載必須事項」について説明した。

続いて、現場調査では、「分別管理」「書類管理」について調査を行っており、本年8月に訪問した10社の概要を報告した。

「分別管理」については、「木材置き場の表示看板」の設置等をして、合法木材とそれ以外のものが、混在しないための工夫等をするよう説明した。

「書類審査」の結果を概説し、文書の保管期間が5年であること等の運用規定についても説明した。

また、合法木材として入荷したものは、極力、合法木材として出荷していただくようお願いした。

最後に、「分別管理」と「書類の管理」を的確に運用することで、信頼性と透明性を確保するよう伝えた。

●講座 3

- ： 「クリーンウッド法の改正について」
・説明／静岡県木材協同組合連合会 藪崎公一郎 専務理事

CW法の改正までの経緯について、令和5年5月8日の公布後、2年以内に施行されることが伝えられた。また、「CW法」と「合法木材供給事業者認定制度」に基づく合法証明制度について、対象者や対象物品について解説した。

続いて、CW法の大きな改正点について、「川上の木材関連事業者（原木市場、製材工場）」と「水際の木材関連事業者（輸入事業者）」が合法性の確認が義務化され、これを行うために「素材生産販売事業者（素材販売、販売委託事業者）」は木材関連事業者の求めに応じ、情報提供することが義務化されたこと、また、合法性を消費者まで繋げていくことを目的として、「小売事業者」が木材関連業者に追加されたことを説明した。

次に、「合法性の確認」「記録の作成及び保存」「情報の伝達」に関し、義務化される事項について説明し、これに違反すると罰則規定が適用される点が追加されたことが解説された。

最後に、現時点では詳細は未定のため、今後新たな情報が届き次第お知らせする旨伝えた。

●質疑・個別相談

Q 質問： 合法木材証明がされた国内の原材料を、海外で加工・製材した場合は「合法木材」といえるか？

A 回答： 海外の加工・製材事業者が、合法木材とそれ以外の木材を「分別管理」していることが確認できるかがポイントである。また、森林認証のCoC認証に基づき、合法証明を繋げていくことで証明する方法もある。いずれの場合も留意点として、合法木材証明を発行した事業者が責任を負うため、合法証明の連鎖（制度に基づいた適切な運用）がなされているかの確認が重要である。

5. アンケート：
（東部）回収数 38名（対象 40名、回収率 95.0%）
（中部）回収数 43名（対象 49名、回収率 80.7%）
（西部）回収数 40名（対象 42名、回収率 95.2%）
（合計） 121名（対象 131名、回収率 92.3%）



2023 合法木材供給事業者研修会



10/4 東部会場

10/10 中部会場

10/13 西部会場

